

館山市地産地消推進店登録要領

第1 目的

館山市地産地消推進店登録制度事業は、館山産の農産物、畜産物、林産物、水産物、並びにこれらを使用した加工品（以下「農水産物等」という。）を積極的に販売・活用する店舗等を館山市地産地消推進店（以下「推進店」という。）として登録することにより、館山産の農水産物等の消費拡大と地産地消の推進を図り、1次産業の活性化を目的に実施するものとし、推進店の登録に際し、必要な事項を定める。

第2 登録の対象

館山市内の直売所、小売店、加工食品業、飲食店、宿泊施設等を登録の対象とする。なお、市内に複数の店舗等を有する場合は、店舗等ごとを登録の対象とする。

第3 登録

市長は、推進店の登録の申請があったときは、別表1に定める基準に基づき審査を行い、その基準を満たすときは推進店として登録する。登録した場合には、登録通知書（様式第2号）により通知する。

第4 登録の申請等

（1）登録の申請

登録の申請は対象となる店舗等の事業主が行うものとする。なお、市内に複数の店舗等を有する場合は、店舗等ごとに申請を行うものとする。

申請者は、登録申請書（別紙様式第1号）に店舗、売場、料理、加工品等の写真や必要に応じてメニュー表など参考となる資料等を添付して市長に提出するものとし、写真については、電子データも併せて提出するものとする。

（2）登録申請の受付

登録申請は随時受け付ける。

（3）登録期間

登録期間については、市がこの事業を継続する限り継続するものとする。

（4）登録事項の変更

推進店において、名称、所在地等登録申請書に記載された事項に変更が生じた場

合は、速やかに、変更申請書（別紙様式第1号）に必要な応じて写真等を添付し、市長に提出するものとする。

（5）登録の辞退

推進店が、廃業等により、その営業を終了した場合、または、登録の辞退を希望する場合は、登録辞退届（別紙様式第3号）を市長に提出するものとする。

（6）登録の取消

市長は、推進店が次のいずれかに該当することが確認された場合、登録取消通知書（別紙様式第4号）により、登録を取り消すものとする。

①推進店から、登録辞退届（別紙様式第3号）による辞退の申し出があった場合

②別表1に定める登録基準を満たさなくなった場合

③公序良俗に反する行為を行ったことが明らかになった場合

第5 調査

市長は、登録された推進店について、登録基準を満たしているか随時調査等を行うものとする。

第6 登録証およびPR資材の配布

市長は、推進店の登録を行った場合、当該推進店に対し、推進店の登録証及びPR資材を別表2のとおり配布する。なお、ある一定期間を経過したPR資材は、状態を確認し、新しいものと交換する。

別表1 推進店の登録基準

推進店の登録には、以下の1及び2の基準を満たすことが必要となる。

1. 共通の基準

全ての店舗等は、以下の基準を全て満たさなければならない。

登録基準の内容	
①	地産地消の推進に賛同し、館山産の農水産物等を積極的に使用すること。
②	食の安全・安心に十分配慮した農水産物、料理等を提供すること。
③	館山産の農水産物等を使用していることなどを、消費者にわかりやすく伝えること。
④	館山市内に店舗等があること。
⑤	推進店に登録された場合、配布するPR資材を（のぼり旗、ポスター等）を店舗や売り場等に提示すること。
⑥	市が指定する地産地消推進店のシンボルマークを、POP（販売促進広告）、パンフレット、商品パッケージ等への使用に努めること。
⑦	推進店について、市のホームページやパンフレット等により、紹介することを承諾すること。
⑧	市が実施する地産地消推進のイベント事業等への協力に努めること。

2. 分類ごとの基準

上記の共通の基準のほかに、店舗等の分類ごとに以下の基準を全て満たさなければならない。

分類	登録基準の内容
直売所・小売店	①週2日以上営業している店舗であること。ただし、生産者の行う市（朝市、青空市等）、直売所については、この限りではない。 ②スーパー等の量販店については、館山産の農水産物等の販売コーナーを設けるなど、その集積に努めること。
加工食品業（製造・販売）	①館山産の農水産物等を主原材料として作られた商品があり、その旨を商品パッケージ等に表示すること。 ②原材料表示に「館山産」等の表示に努めること。ただし、他の法令に定めのあるものについては、この限りではない。
飲食店、宿泊施設	①米、米粉については、館山産の使用に努めること。 ②館山産の農水産物等を使用した料理があること。 ③食材として使用した館山産の農水産物等をメニュー等に表示すること。 ④推進店に登録された後においても、館山産の農水産物を使用した料理を増やしていこうとすること。

別表 2

PR資材の配布

名称	配布数量 (登録された推進店の1店舗あたりの配布数量)
登録証	1枚
のぼり旗 (伸縮ポール付き)	2枚
ポスター	5枚
ステッカー	5枚

別紙様式第1号

館山市地産地消推進店登録申請書（変更申請書）

名 称			
分 類	直売所・小売店・加工食品業・飲食店・宿泊施設・その他（ ）		
所在地	〒 ー		
代表者名		担当者名	
TEL	() -	FAX	() -
URL	http://	メールアドレス	
営業時間	時 ~ 時	定休日	
館山産の農水産物等の販売品目（加工品、料理の種類・名称等）			
添付書類	<input type="checkbox"/> 店舗及び売場の写真 <input type="checkbox"/> 加工品、料理等の写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
現在、地産地消の推進に取り組んでいること			
今後、地産地消の推進に取り組むこと			

当方は、館山市地産地消推進店として館山市の地産地消の推進に協力することに同意します。また、上記内容をホームページやパンフレット等に掲載することに同意します。

平成 年 月 日

申請者 住 所 _____

代表者名 _____ 印

別紙様式第2号

平成 年 月 日

様

館山市長

館山市地産地消推進店の登録通知書
標記の件について、「館山市地産地消推進店」に登録しましたので、下記のとおり
通知します。

記

1 登録内容

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者名

2 登録日 平成 年 月 日

別紙様式第3号

平成 年 月 日

館山市長 殿

名 称
住 所
代表者名

館山市地産地消推進店の登録辞退届
標記の件について、「館山市地産地消推進店」の登録を辞退したいので、下記のとおりお届けします。

記

- 1 推進店登録名称
- 2 登録を辞退する理由

平成 年 月 日

様

館山市長

館山市地産地消推進店の登録取消通知書
標記の件について、「館山市地産地消推進店」の登録を取消しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 登録取消内容

- (4) 所在地
- (5) 名称
- (6) 代表者名
- (7) 取消理由

2 登録取消日 平成 年 月 日